

令和４年第７回本部町議会定例会会議録					
招 集 年 月 日		令和４年12月13日			
招 集 場 所		本部町議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 言		開 会	令和４年12月13日 午前10時00分		
		散 会	令和４年12月13日 午前11時20分		
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。					
出 席 13 名		欠 席 0 名		欠 員 1 名	
議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃
※ 会議録署名議員					
11番	比 嘉 由 具		12番	座間味 栄 純	
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。					
町 長	平 良 武 康		副 町 長	伊野波 盛 二	
教 育 長	知 念 正 昭		会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳	
総 務 課 長	仲宗根 章		企画商工観光課長	屋富祖 良 美	
住 民 課 長	崎 原 誠		福 祉 課 長	大 城 尚 子	
子 育 て 支 援 課 長	安 里 孝 夫		健康づくり推進課長	平安山 良 信	
建 設 課 長	宮 城 忠		農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	
上 下 水 道 課 長	知 念 毅		教育委員会事務局長	有 銘 高 啓	
※ 本会議に職務のため出席した者					
事 務 局 長	上 原 新 吾		主 任 主 事	宇茂佐 隼 人	

議 事 日 程

12月13日（火） 1 日 目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	議案第47号	沖縄県北部医療組合の設立について（議案説明）
6	議案第48号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（議案説明）
7	議案第49号	動産の買入れ契約の締結について〈本部町学校給食共同調理場改築備品購入〉（議案説明）
8	議案第50号	工事請負契約の締結について〈本部町学校給食共同調理場改築工事（建築）〉（議案説明）
9	議案第51号	工事請負契約の締結について〈本部町学校給食共同調理場改築工事（電気）〉（議案説明）
10	議案第52号	工事請負契約の締結について〈本部町学校給食共同調理場改築工事（機械）〉（議案説明）
11	議案第53号	令和4年度本部町一般会計補正予算について（議案説明）
12	議案第54号	令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について（議案説明）
13	議案第55号	令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について（議案説明）

日程番号	議案番号	件名
14	議案第56号	令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明)
15	議案第57号	令和4年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明)

○ **議長 松川秀清** ただいまから令和4年第7回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって11番 比嘉由具議員及び12番 座間味栄純議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から12月16日までの4日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしたとおりでございますので、説明をさせていただきます。

9月30日から10月7日、令和4年第5回本部町議会定例会を行っています。

10月11日、沖縄県町村議会議長会定例総会、自治会館4階で行っています。

12日、沖縄県離島振興市町村議会臨時総会、自治会館4階で行っています。

11月1日、北部広域市町村圏事務組合設立30周年記念式典及び祝賀会、万国津梁館・サミットホールで行っています。

11月2日、令和4年北部市町村圏事務組合議会第61回臨時会、北部会館3階で行っています。

11月6日、第47回本部町老人スポーツ大会、本部町運動公園で行っています。

11月8日、令和4年第6回本部町議会臨時会、議場で行っています。

11月10日、「藍綬褒章」授与伝達式、本部警察署2階、渡久地政弘さんの受賞でありました。以上であります。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元にお配りしているとおり提出されています。朗読は省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。令和4年9月1日から11月30日までの私の行政報告を行います。主な事項のみにつきまして説明をいたします。

9月22日ですけれども、シークワサーの初搾り式に参加いたしました。ウェルネスフーズのほうで実施をしております。社長のほうからは、「コロナ禍の中どうしますか」というご相談もございましたけれども、それはやったほうがいいですということで、やってよかったと思っております。11月22日までに搾汁を全て終わりましたけれども、聞くところによりますと480トンもの量のシークワサーを搾汁したということでございます。本町のシークワサーにつきまして

は、沖縄アロエ、それからJ Aにも出荷しております。トータルすると、今年700トンぐらいあったのではないだろうかと推測しているところであります。今後グローバルマーケットの中で沖縄県の輸出品目として展開できる大きな要素を持っているということで期待をかけているところでもあります。

次に、25日ですけれども、本部高校祭に行きましたけれども、高校生の皆さん、とても小さい学校ですけれども、はつらつとしているという印象を受けました。小さな学校ですけれども、とても頑張っているなということでございます。

27日ですけれども、新100歳の表敬訪問を毎年やっておりますけれども、嘉津宇区の宮里さんのところを最初に行きましたけれども、80歳ぐらいではないだろうかというぐあいの元気はつらつとしたようなことで、とても元気だという印象でございました。なお、今年の100歳になられた方は12名、本部町にはいます。去年は22名でした。その前の年は10名でした。ですので、10名から20名ぐらいの皆さんが毎年100歳においでになると思っております。

10月13日ですけれども、本部小学校のほうでミニバスケットボール県大会で優勝したということで、子供たちから優勝報告がありました。

それから14日、沖縄県食肉センターの社長との意見交換がありましたけれども、ぜひともセンターと協力しながら、豚舎から出る堆肥を地元に還元していただくようにというようなことで、強く要請、お話しております。

24日ですけれども、周遊バスの事業報告を観光協会の役員の皆さんが来庁いたしまして、ありました。とても事業効果が高かったということの報告でございました。なお、今月の23日から、また冬場の実証実験ということで再開をすることになっております。

ページをめくりまして、10月27日ですけれども、港湾の整備事業予算について、しっかり確保していただくようにということで要請活動を展開しております。港湾協会の皆さんに同行しながら要請いたしております。国土交通省、それから内閣府、それから県選出の衆参両国会議員のほうに要請をしたところでもあります。特にハード交付金の確保について、国の段階でしっかり対応をお願いできませんかと、増額できませんかということで要請をしております。

31日、世界のウチナーンチュ大会の開会式に参加し、皆さんと一緒に盛り上げております。

11月1日ですけれども、水族館の20周年記念式典がありました。出かけていって激励挨拶をしております。

それから同日ですけれども、新しい特産品として、浜元区の小浜家に伝わる、いわゆる100年フード「ラフテー」ですけれども、それを新たに観光商品として展開していくということで、その記者会見をしております。なお、外食については県内、町内10か所ほどで、現在メニューとして提供しているということでございます。

それから3日ですけれども、岡田大臣、沖縄北方領土特命担当大臣ですけれども、わざわざ北部地域のほうにお出でになりまして、北部12市町村長と意見交換をしております。北部振興策事業についてのこれまでのお礼を、話をやりながら、自由意見のほうで私のほうからは特に国際ク

ルーズの再開に向けて最重要なテーマなので、それも再開に向けて国のガイドラインを早いうちにしっかりつくって再開してもらいたいということを強く要望しております。経済を発生させる機会を失うのではないですかということで、国のガイドラインを早いうちに調整をしていただいで、再開に向けた動きをしていただいけませんかという発言を私のほうからはしてあります。

5日ですけれども、崎本部区のほうで植樹祭がありました。集落の中で植樹祭をするのは初めてですけれども、区の皆さんの活力を感じ取りました。イッペーの花は黄色い花が咲くんですけれども、そのイッペーをその日は300本ほどを老人会の皆さん、アタイハートの皆さんが中心ですけれども、区民を挙げて栽植しております。おそらく1,000本ぐらい植えられているのではないかと思いますけれども、桜まつりの後にイッペー祭りをするという夢を持った取組で、それは集落活動としてとてもいいなということでもあります。75周年の本部中学校の創立の式典があって、そして晩は、ばるシアターということで、去年から始まっていますけれども、具志堅のほうで農業青年が映画祭をやっております。畑は真っ暗ですから夜遅くに星空を見ながら映画をやるということで、家族連れで50名ぐらい集まっております。そういった楽しい催しがありました。

それから9日ですけれども、北部医療センター整備協議会がありましたけれども、議論の内容として、いろんな議論がありましたけれども、主には国のほうへ財源確保をどう要請していくのかというようなことでございました。補助率を80%ほど持っていけるような新しい仕組みをつくっていただけないだろうかと、かいつまんで言うとそういう内容ですけれども、そういったことで、財源の確保について、国のほうに要請・要望をしていこうという議論がその中でなされております。

それから10日ですけれども、岡田大臣へ北部振興策事業のお礼ということで、東京のほうへ出かけて、内閣府のほうで、北部12市町村長そろってお礼と、それからこれからの予算措置に対する要請をしております。

11月13日ですけれども、水野内閣府の政策統括官、これはソフト事業の最高責任者ですけれども、政策統括官が本部町にお見えになっております。文化交流センターと、それから瀬底一周線を視察していただきました。その中で振興策の重要性についてもしっかりと感じ取ってもらうような形で、案内をしております。

16日ですけれども、治水関係の全国大会がありまして、そこに参加いたしました。そして治水事業に対する予算の要望についても国土交通省、内閣府、そして衆参両院の県出身の国会議員の皆さんのほうへ足を運んで予算の要望、要求をしております。特に満名川の件についての実態、少しも工事が進まないという話し、全体の予算の確保について、そういう話をうちのほうからはやってあります。その翌日の17日ですけれども、全国の町村大会に出席しております。

21日ですけれども、企業版ふるさと納税の寄附がありました。100万円の寄附が企業版にありました。日本衛生株式会社ということで、東京に会社がありますけれども、澤谷さんという方、社長ですけれども、奥さんが本部高校の1期生だということで、企業版のふるさと納税がございました。

22日ですけれども、全国の土地改良区の皆さんが一堂に介して、沖縄アリーナのほうで全国の土地改良大会がありました。農業のほうの基盤整備の重要性、そして食料の受給の維持ですとか、そういった大会での議論発表大会などがありました。

25日に県の土木建築部長のほうへ要請をしております。84号線、449号線、満名川線、ちょっととも工事が進まない、どうしているんだというようなことで、予算の重点配分についてもっともっとしっかりお願いできませんかということの要望をしております。

30日は国立自然史博物館シンポジウムがございました。そこに参加しております。以上でございます。

○ **議長 松川秀清** これで町長の行政報告を終わります。

日程第5．議案第47号 沖縄県北部医療組合の設立についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 令和4年第7回本部町議会定例会におきまして、12件の議案を提出しております。その内訳は、沖縄県北部医療組合の設立議案が1件、条例の一部改正議案が1件、動産の買入れ契約の締結議案が1件、工事請負契約の締結議案が3件、令和4年度補正予算議案が5件、副町長の選任同意議案が1件となっております。

説明に当たりましては、副町長、教育長、担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 松川秀清** 健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** それでは議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号 沖縄県北部医療組合の設立について。地方自治法第284条第2項の規定により、令和5年4月1日から、沖縄県、名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村及び伊是名村と公立沖縄北部医療センター及び公立沖縄北部医療センター附属診療所の建設整備及び管理運営並びに医療従事者の確保に関する事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、沖縄県北部医療組合を設立する。令和4年12月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、沖縄県北部医療組合の設立について、沖縄県、名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村及び伊是名村と協議をするには、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。沖縄県北部医療組合の規約となっております。第1条から順次、主要な箇所をご説明いたします。（組合の名称）第1条 沖縄県北部医療組合といたします。（組合を組織する地方公共団体）第2条 組合は、沖縄県と北部12市町村をもって組織することとなっております。第3条 組合の共同処理する事務についてであります、（1）公立沖縄北部医療センターの建設整備及び管理運営に関すること。（2）附属診療所の建設整備及び管理運営に関すること。（3）両施設の医療従事者の確保に関することとなっております。（組合の事務所の位置）第4条 組合の事務所は、名護市に置く。（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員定数は17人となっております。その内訳は、沖縄県議会議員から4名、名護市議会議員から2人、その他の町村からそれぞれ1人の11人となっております。

次のページをお開きください。（議長及び副議長）第7条 組合の議会に議長と副議長を置きます。（管理者及び副管理者）第8条 組合に、管理者1人、副管理者2人を置きます。2 管理者は、沖縄県知事、副管理者は沖縄県副知事及び名護市をもって充てることとなっております。（会計管理者）第10条 組合に会計管理者を置きます。管理者は組合の職員から任命することとなっております。

次の3ページをお開きください。（監査委員）第12条 組合に監査委員を2人置きます。2 組合議員から1人、識見を有する者から1人を選任いたします。（経費の支弁方法）第13条 組合の経費についてであります。組合の事業から生ずる収入、補助金、地方債、沖縄県及び北部12市町村からの負担金その他の収入をもって充てることとなっております。第13条第2項第2号をご覧ください。沖縄県及び北部12市町村は、北部医療センター及び附属診療所の運営に要する経費に充てるため、当該経費について措置される地方交付税相当額を負担することとなっております。ただし、当該相当額に不足する場合は、不足額は県が負担することとなっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第6．議案第48号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第48号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和4年12月13日提出、本町町長 平良武康。

提案理由、沖縄県人事委員会勧告による給与改定等に基づき、職員の給与に関する条例等の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次の1ページをお願いいたします。今回の職員給与改正は2段構えとなっております。昨年は引下げでございましたけれども、今年は引上げでございます。第1条では、勤勉手当の引上げでございます。第2条では、職員の給料の引上げに伴う給料表の改正でございます。

内容につきましては、参考資料で説明をさせていただきます。12ページをお願いいたします。

1番といたしまして、沖縄県人事委員会に基づくもの。勧告に基づくものでございまして、（1）給料表の改定（引上げ）でございます。民間との間に差があることを踏まえ、初任給と若年層の給与平均860円引上げ、平均改定率0.25%でございます。（2）勤勉手当の改定、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給月数を0.10月分引上げでございます。その影響額を次のページで説明いたします。

13ページをお願いいたします。今回給料表の改正の影響額でございますが、129人の一般行政職員の中の69人が今回の給料表の引上げの対象になります。60人は引上げがございません。据え置きでございます。若年層の引上げになりますので、おおよそ40歳未満の職員が引上げの対象、採用年数等で若干変わってきますけれども、おおむね40歳未満が引上げの対象、40歳以上は据え置きというものでございまして、全体で1年間トータルで148万9,800円の給料の増、年間1人当たり2万1,590円の増額でございます。そして勤勉手当でございますが、136人中134人が対象でございます。2人対象になっていないのは、育児休業等で今、現在休職している職員がいますので、その2人は今回は対象から外れます。136人中134人が対象でございまして、年間のトータルで390万2,786円が増額になります。1人当たり2万9,125円の勤勉手当の増額でございまして、給料表に関しましては、4月1日に遡り、勤勉手当に関しては、12月1日の勤勉期末手当のほうから支給になりまして、議決いただきましたら1月分の給料で相殺するという形になります。以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第7. 議案第49号 動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号 動産の買入れ契約の締結について。本部町学校給食共同調理場改築備品購入について、次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、本部町学校給食共同調理場改築備品購入。2、契約の相手、住所 那覇市久米1丁目16番10。会社名、株式会社第一機行。代表者名、代表取締役 大城政敏。3、契約金額、6,490万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和4年12月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。概要となっております。1、履行期間 470日間。2、指名業者 有限会社中島工業、ホシザキ沖縄株式会社、株式会社第一機行。3、備品概要 厨房機器一式5,764万円。既設品の移設168万円。既設品の処分558万円となっております。

次の資料をお開きください。A3の平面図となっております。今回機器の購入に当たってありますが、機器が新施設に配置されている図面となっております。まずセンターの流れからいきますと、図面の右上に事務室があり、職員の事務が行われます。その事務室の下に下りますと、食材搬入プラットホームがありまして、野菜下処理室、食品庫、魚肉下処理室のほうに食材が運ばれ調理が行われます。調理が済みますとプラットホームというところにコンテナプールがありますが、そちらに給食が集まり、下のように配送されます。給食が終わり戻ってくると左端のほうにコンテナ回収がございまして、コンテナを回収し洗浄し、翌日に備えるということになって

おります。

次の別紙1をお開きください。今回購入する備品リストとなっております。この備品リストの付番A1、A2等がありますが、こちらは先ほどのA3の図面の四角を斜線で囲まれているものの配置図となっています。リンクしております。別紙2をお開きください。2ページ後です。移設備品のリストとなっております。こちらも付番E6、E8等がございます。こちらもA3版の図面の中の黒塗りで塗られているのが移設備品となっております。最後に別紙3、処分備品リストとなっております。既存の給食センターで耐用年数等、腐食が見られる設備等は全部廃棄するということでのリストとなっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第8．議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 議案第50号についてご説明いたします。

議案第50号 工事請負契約の締結について。本部町学校給食共同調理場改築工事（建築）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、本部町学校給食共同調理場改築工事（建築）。2、契約の相手、本部町字渡久地125番地1。株式会社渡久地組・有限会社大都建設 特定建設工事共同企業体。代表者、株式会社渡久地組、代表取締役 渡久地弘二。3、契約の金額、3億3,220万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和4年12月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページの請負契約概要をお願いします。1、工期、330日間。2、指名業者、（有）全勝組・（有）仲建工業・（有）丸崎建設 特定建設工事共同企業体から（有）安護建設工業・（株）瀬底産業 特定建設工事共同企業体までの5社となっております。3、工事概要としまして、鉄筋コンクリート造平屋。建築面積896.73平米。延床面積883.93平米。共通仮設工事から外構工事までの一式となっております。

次のページ、A3の図面をお開きください。グレーで塗られている部分が現在の給食センターであります。赤色で塗られている部分が新築工事になります。赤い点線で囲まれているところは工事影響箇所として、現場関係者以外立入りできないように囲いをする予定であります。

次のページをお開きください。平面図になっております。最後のページが立面図でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第9．議案第51号 工事請負契約の締結について（本部町学校給食共同調理場改築工事

(電気)) を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号 工事請負契約の締結について。本部町学校給食共同調理場改築工事（電気）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、本部町学校給食共同調理場改築工事（電気）。2、契約の相手、本部町字健堅129番地。有限会社仲建工業。代表取締役 仲宗根 正。3、契約金額、7,975万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和4年12月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページの請負契約概要をお願いします。1、工期、330日間。2、指名業者、（有）沖工設から（有）安護建設工業・（有）阿嘉電水設備 特定建設工事共同企業体までの5社でございます。3、工事概要、鉄筋コンクリート造平屋。建築面積、896.73平米、延床面積883.93平米。幹線設備工事から配電通信線路設備工事までの一式となっております。

次のページのA3の図面をお開きください。青い線が通信線路で青い四角いのがハンドルホール、赤い線が配電線路で、赤い四角いのがハンドホールになります。図面には表示されていませんが、新築の屋上に東西南北に防犯灯として投光器4基を設置します。それと進入口が3か所あるので、防犯上のため監視カメラを3台設置します。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第10. 議案第52号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号 工事請負契約の締結について。本部町学校給食共同調理場改築工事（機械）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、本部町学校給食共同調理場改築工事（機械）。2、契約の相手、本部町字伊野波658番地2。有限会社沖工設。代表取締役 平良哲治。3、契約金額、2億5,289万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和4年12月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページの請負契約概要をお願いします。1、工期、330日間。2、指名業者、（有）沖工設から（有）全勝組までの5社でございます。3、工事概要、鉄筋コンクリート造平屋。建築面積896.73平米。延床面積883.93平米。空調設備工事から厨房機器設備工事までの一式となっております。

ります。

次のページのA 3の図面をお願いします。簡単ではございますが、赤い線が給水で、青い線が排水になっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第11. 議案第53号 令和4年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第53号 令和4年度本部町一般会計補正予算について。令和4年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年12月13日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いします。令和4年度本部町一般会計補正予算（第5号）でございます。令和4年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ7,978万円を追加し、歳入歳出それぞれ88億9,144万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

各項目は事項別明細書でもって主な補正増、あるいは補正減の分を説明させていただきます。まず歳出のほうから8ページ、9ページをお願いいたします。事項別明細書の8ページ、9ページになります。2款総務費、1項総務管理費になります。5目の財産管理費、9ページの下から4段目、光熱水費610万円の増、こちらは電気料金が2割程度上がっている状況でございます。それに伴って、主にこちらのほうは庁舎関係の電気料を増額しております。ほかの項目、これ以降のページにおいても光熱水費の欄が出てきますが、同じように、主に電気料の2割程度の増額によって補正している項目がございます。光熱水費の増額は電気料増額ということでございます。続きまして、同じ9ページの一番下、謝花地区共同受信施設改修工事220万円の増、こちらは字北里にございます11世帯が難視聴地域となっております、テレビの受信に障害が今、出ている状況でございます。それを解消すべく共同受信施設への接続工事を行います。こちらは全単費となっております。

次、10ページ、11ページをお願いします。2目賦課徴収費でございます。11ページの一番下、本部町固定資産家屋評価業務委託料214万円の増、こちらは大型ホテルの分譲に伴う固定資産業務が増加しております。そのことから一般の住宅などの新築家屋評価の分を外部委託するものでございます。新築25棟分を外部委託予定しております。こちら全単費になります。

続きまして12、13ページ、1目戸籍住民基本台帳費でございます。13ページの一番下、マイナポイントサポート業務委託料202万2,000円、新規でございます。マイナンバーカードを申請しますと、マイナポイントが付与されます。そのマイナポイントの説明に今、職員が相当数時間を要

しております。複雑でございまして、選択するのも多くて、申請よりもそのマイナポイントに時間を要しているところであります。そちらを外部に委託するものでございます。10分の10国庫補助が取れる見込みになりましたので、全額国庫補助で対応を予定しております。

続きまして、すみません、大分飛びまして、22、23ページ、1目児童福祉総務費でございます。23ページの真ん中あたりに負担金補助及び交付金の項目で保育所等光熱費負担軽減事業（学童）が20万円の増、同じく保育（これは保育園のことでございます）が158万6,000円の増、こちらは同じ事業でございますが、燃料費高騰に伴いまして、保育園、認可保育園、そして学童施設等への補助がつくことになりました。保育園に関しましては、定員、児童1人当たり3,500円、学童に関しましては、児童1人当たり1,000円の補助が付きまします。合わせまして20万円と158万6,000円を増額しております。こちらは県が2分の1、町が2分の1補助いたします。町の補助分はコロナ交付金を全額充当いたします。続きまして、その下、放課後児童健全育成事業補助金134万4,000円の増、こちらは学童の支援員などの処遇改善に充てられる補助金でございます。月額収入の3%程度の引上げを支援するものでございます。既に認可保育園等で実施している事業と同事業になります。今回はひかり児童クラブなど、5つの学童施設が対象となっております。こちらは国、県、町、それぞれ3分の1の支出割合になります。町の分は単費を充てます。

続きまして28、29ページをお願いします。3目農業振興費、29ページ目の下から3段目をお願いいたします。有機物リサイクル推進事業備品購入費322万9,000円の減額、こちらは家畜排せつ物を堆肥にリサイクルする事業、現在辺名地で行っている事業でございますが、その事業でダンプトラック、ホイールローダー、マルチチップパーの備品購入につきまして、入札、そして契約が終了しました。そのことから予算残が出ておりますので、その分減額しております。こちらは一括交付金事業でございます。そして一番下、農林水産物条件不利性解消補助金1,084万6,000円、こちらは追加交付がございました。沖縄県は離島圏であるため輸送コストが割高となっております。それを解消するための補助金でございまして、今回県から追加の配分があったことから増額を補正しております。こちらは県補助10分の10となっております。

続きまして36、37ページをお願いします。3目道路新設改良費でございます。予算の組み替えがございました。37ページ目の下側になりますけれども、満名本線測量設計業務委託料が2,716万2,000円増えております。その分満名本線用地費と満名本線補償費がそれぞれ1,150万3,000円の減と1,565万9,000円の減。その減になった分が丸々2,716万2,000円が増になっておりますが、満名橋は県道から並里公民館向けの橋、ちょっと斜めになっている橋がございまして。その建て替えが必要になったことからその橋の建て替えの設計業務と交差点の照明の設計業務を優先的に行うため、用地費、補償費を減額して設計委託料を先に行うための組み替えでございます。続きまして、下から5段目、東浜川線道路改良工事費500万円、こちらは市町村間流用により、県から500万円の追加配分があったため、その分工事費を増額しているところでございます。こちらは80%国庫補助でございます。

46、47ページ、10款教育費、2目事務局費でございます。学校徴収金補助金534万4,000円、こ

ちらは新規でございます。物価高騰などで家計に影響が出ていることから学校の授業で使用する学用品などの購入費を補助するものでございます。幼稚園児から中学3年生まで1,336名でございます。その保護者に対し、児童1人当たり4,000円を補助するものでございまして、こちらは10分の10、コロナ交付金を充当いたします。そしてその下、本部高校後援会補助金100万円、こちらは冒頭町長の行政報告でもございました。企業版ふるさと納税で100万円の寄附がございました。本部高校魅力化支援にぜひ活用していただきたいということでございましたので、本部高校後援会へその補助金を交付するものでございます。全額企業版寄附の充当でございます。続きまして、歳出最後になります。県外・県内離島派遣費補助金64万9,000円、これまで児童、生徒14の個人、団体が今年県外、離島への大会に派遣されております。予算が不足したことからの必要分を増額補正しているところでございます。以上、歳出でございました。歳入に関しましては、歳出で説明しました事業の国、県の補助分を計上しているところでございます。以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

休憩します。

休 憩（午前10時57分）

再開します。

再 開（午前11時02分）

日程第12. 議案第54号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** それでは議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年12月13日提出、本部町長 平良武康。

議案第54号、表紙を1枚おめくりください。令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算。令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,088万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,439万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは3枚おめくりください。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書の総括を用いてご説明いたします。今回の補正予算の主な内容につきましては、当初見込んでいた医療費が増えたことによるものであります。まず総括上の段、歳入をご覧ください。5款国庫支出金が11万2,000円の増額となっております。これはマイナンバーカードを保険証として利用するための申込み方法を周知するための補助金となっております。下の段、6款県支出金が6,161万2,000円の増額となっております。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大で落ち込んでいた医療機

関の受診控えが緩和されたことによる医療費の増額分となっております。県が全額負担することとなっております。下の段、10款繰入金83万7,000円の減額となっております。これは県の通知に基づき財政安定化支援事業繰入金の額が確定したことなどによるものとなっております。次に下の段、歳出をご覧ください。1款総務費が21万1,000円の増額となっております。これは歳入の5款国庫支出金で説明したマイナンバーカードを保険証として利用するための補助金の印刷製本費が含まれております。下の段、2款保険給付費の6,161万2,000円の増額についてであります。歳入6款の県支出金と同額となっております。医療費の増額分を医療機関へ支払うものであります。下の段、6款保健事業費が6,000円の増額となっております。これは会計年度任用職員の保険料が増額になったことによるものであります。下の段、11款予備費についてであります。これは歳入から歳出を差し引いた額を計上しております。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第13. 議案第55号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年12月13日提出、本部町長 平良武康。

それでは1枚議案をおめくりください。令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算。令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,361万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは3枚おめくりください。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書の総括を用いてご説明いたします。今回の補正予算の主な内容についてであります。職員の人事異動により当初見込んでいた人件費が減ったことによるものとなっております。まず上の段、歳入をご覧ください。第6款繰入金が146万9,000円の減額となっております。これは職員の人件費が減額になったことによる事務費繰入金と県の通知に基づき保険基盤安定繰入金の金額が確定したことによるものとなっております。次に下の段、歳出をご覧ください。1款総務費が211万4,000円の減額となっております。これは先ほど説明しました職員の人件費が減った分によるものであります。2款後期高齢者医療広域連合納付金が64万5,000円の増額となっております。これは県の通知に基づき、保険基盤安定繰入金の額が確定したことによるものとなっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第14. 議案第56号 令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 議案第56号をご説明いたします。

議案第56号 令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年12月13日提出、本部町長 平良武康。

次のページをおめくりください。令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）になります。令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,137万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

ページを2枚お開きください。事項別明細書の総括のほうで説明いたします。1、総括、歳入、2款使用料及び手数料、補正額720万円。5款繰入金、補正額マイナス360万円。歳入合計360万円。歳出の分になります。4款予備費、補正額360万円。歳出合計360万円となっています。

詳細は次のページをお願いいたします。2ページ、3ページ目、歳入のほうから説明いたします。2款1項1目下水道使用料720万円の補正額となっております。補正に至る理由に関しましては、去った9月議会でも増額補正をさせていただきましたが、その後の8月から10月の観光客の増加に伴い、収入が見込み値より好調でありました。よって今回は収入見込み値を上方修正しております。それに伴う増額補正であります。下の段、5款1項1目一般会計繰入金マイナス360万円となっております。マイナス360万円は、先ほど説明しました720万円の収入増加の2分の1を一般会計繰入金からマイナスをするものとなっております。

次にページをお開きください。4ページ、5ページ、歳出にかかる説明になります。主な理由は、職員の人事異動に伴う給与、手当等にかかる補正となっております。並びに5ページ目の一番下、15節原材料費131万3,000円補正増額となっておりますが、建設課において今後発注される町道浜川線にかかる下水マンホール等の原材料費を計上しております。

次の6ページ、7ページ目をお開き願います。2項1目新設改良費にマイナス101万円としておりますが、補正の理由は、先ほどと同じ人件費の人事異動に伴うものとなっております。

次の8ページ、9ページ目をお願いいたします。1項1目予備費360万円の補正となっております。歳入でも説明しましたとおり、下水道使用料において720万円の増額をしておりますが、うち2分の1、360万円を歳出の予備費に確保し、万が一、今後新型コロナウイルスの影響が大きくなり、現時点での見込み数値よりも下がった場合に対応するために、予備費に360万円を確保しており

ます。以上で議案第56号の説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第15. 議案第57号 令和4年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 議案第57号 令和4年度本部町水道事業会計補正予算について。
令和4年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年12月13日提出、本部町長 平良武康。

ページを1枚おめくりください。令和4年度本部町水道事業会計補正予算（第2号）。第1条、令和4年度本部町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。（収益的収入及び支出）第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1項、営業収益、補正予算額1,605万9,000円。第2項、営業外収益37万5,000円。合計しまして、第1款水道事業収益1,643万4,000円となっております。支出、第1項、営業費用、補正予算額246万2,000円となっております。

次のページをお開き願います。（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）第3条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。1、職員給与費、補正予算額236万3,000円となっております。

詳細に関しましては、次のページ、3枚ページをおめくりください。3枚目を開きますと計画明細書の3ページ、4ページ、収益的収入及び支出に係る収入の説明をいたします。1款1項1目給水収益、補正予算額1,605万9,000円、補正の理由は、先ほどの下水道と同じ理由であります。下の段、2項5目他会計補助金、一般会計補助金、児童手当補助金37万5,000円。職員の人事異動に伴う一般会計からの児童手当に係る補助金の補正となっております。

次の5ページ、6ページ目に関しましては、同じく職員の人事異動に伴う給料、手当等にかかる増額となっております。以上、議案第57号の説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

以上で本日の日程を全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午前11時20分）